

五條市単独災害対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、国が定めた激甚災害又は災害認定を受けられる災害において、被災世帯の生活の安定並びに定住促進を図るため、住居への二次災害防止及び宅地内の流入土砂等の撤去について、予算の範囲内において、必要な事業に対して補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則(令和3年3月五條市規則第13号。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

ただし、国又は県並びに既存の市の事業に採択される場合は、この限りでない。

(補助金交付の対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 土砂崩れ等により被災し住居への二次災害の防止対策が必要な世帯主
- (2) 宅地内の流入土砂等の撤去が必要な世帯主
- (3) その他市長が認める者

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	第1条の規定に要する経費のうち、修繕料、工事請負費、委託料及びその他市長が必要と認める経費とし、事業費が10万円以上のもの。
補助金の額	補助対象となる経費に2分の1を乗じて得た額とする。 ただし、補助金の上限は25万円までとする。

(補助事業の実施期間)

第4条 補助事業の実施期間は、特別な事情がない限り、補助金の交付決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 第1条に規定する補助を受けようとする世帯主等は、五條市単独災害対策補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 対象経費分についての見積書
- (3) 被害状況が確認できる写真

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び別表に基づく現地調査により、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決

定するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付の申請者（以下「申請者」という。）に五條市単独災害対策補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(事前着手届)

第8条 申請者が、やむを得ない事由により前条の補助金の交付決定を受けないで、補助対象事業に着手しようとするときは、五條市単独災害対策事業事前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第10条 補助事業者が補助金の交付の決定を受けた後、やむを得ない理由により補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業計画変更承認申請書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認されなければならない。

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の対象経費分についての見積書

(計画変更の通知)

第11条 市長は、前条に規定する補助事業計画変更承認申請を受けた場合は、当該申請に係る書類の審査及び現地調査により、計画の変更を認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、申請者に五條市単独災害対策補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、計画変更が不相当と認めるときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(状況報告等)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、事業実施途中において、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求め、現地調査を行うことができる。

(事業完了の届出)

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、五條市単独災害対策事業完了

届(様式第 6 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第 7 号)
- (2) 対象経費分についての領収書
- (3) 完成写真
(補助金の額の確定及び精算)

第 14 条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市単独災害対策補助金請求書(様式第 8 号)を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 15 条 市長は、補助金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の交付決定を取り消し又は補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 工事の施工方法が適正でないとき。
- (3) 詐偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 9 月 15 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。